

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律 対象施設と必要な資格

①ばい煙発生施設

対象施設	総排出ガス量	公害防止管理者の種類	選任できる資格者の種類
大気汚染防止法施行令別表第1に掲げる施設 (13の項の廃棄物焼却炉を除く)	<b>大気関係有害物質発生施設</b> ●大気汚染防止法施行令別表第1の9の項一部	40,000Nm <sup>3</sup> /h以上	大気関係第1種
	●大気汚染防止法施行令別表第1の14の項～26の項	40,000Nm <sup>3</sup> /h未満	大気関係第2種
	<b>上記以外の施設</b> ※総排出ガス量が10,000m <sup>3</sup> /h以上の工場に限る。	40,000Nm <sup>3</sup> /h以上	大気関係第3種
		40,000Nm <sup>3</sup> /h未満～10,000Nm <sup>3</sup> /h以上	大気関係第4種

注) 排出ガス量は個々のばい煙発生施設の最大排出ガス量(湿り)の合計です。

②汚水等排出施設

対象施設	総排出水量	公害防止管理者の種類	選任できる資格者の種類
水質汚濁防止法施行令別表第1に掲げる施設のうち次の施設 第2号～第59号、第61号～第63号、第63号の3、第64号、第65号～第66号の2、第71号の5、第71号の6	<b>水質関係有害物質排出施設</b> ●組織法施行令別表第1に掲げる施設 ※排水を排出している又は特定地下浸透水を浸透させている工場 ※水質汚濁防止法施行令別表第1のうち、第19号、第22号、第23の2～24号、第26～29号、第31～35号、第37号、第38号の2、第41号、第43号、第46～48号、第50～51号、第53号、第58号、第61～63号、第63号の3、第64～66号の2、第71号の5、第71の6に掲げる施設において、各施設に応じた物質を使用している施設が該当	10,000m <sup>3</sup> /日以上	水質関係第1種
		10,000m <sup>3</sup> /日未満	水質関係第2種
	<b>上記以外の施設</b> ※総排出水量が1,000m <sup>3</sup> /日以上工場に限る。	10,000m <sup>3</sup> /日以上	水質関係第3種
		10,000m <sup>3</sup> /日未満～1,000m <sup>3</sup> /日以上	水質関係第4種

注) 排出水量は特定工場から排出される平均的な排出水量です。

③騒音発生施設

対象施設	施設の規模	公害防止管理者の種類	選任できる資格者の種類
機械プレス	呼び加圧能力980キロニュートン以上	騒音関係	騒音・振動関係 騒音関係
鍛造機	落下部分の重量1トン以上のハンマー		

注) 騒音規制法第3条第1項の規定により指定された地域にあるものに限ります。

④特定粉じん発生施設

対象施設	公害防止管理者の種類	選任できる資格者の種類
大気汚染防止法施行令別表第2の2に掲げる施設	特定粉じん関係	大気関係第1～4種 特定粉じん関係

⑤一般粉じん発生施設

対象施設	公害防止管理者の種類	選任できる資格者の種類
大気汚染防止法施行令別表第2に掲げる施設	一般粉じん関係	大気関係第1～4種 特定粉じん関係 一般粉じん関係

⑥振動発生施設

対象施設	施設の規模	公害防止管理者の種類	選任できる資格者の種類
液圧プレス	呼び加圧能力2947キロニュートン以上	振動関係	騒音・振動関係 振動関係
機械プレス	呼び加圧能力980キロニュートン以上		
鍛造機	落下部分の重量1トン以上のハンマー		

注) 振動規制法第3条第1項の規定により指定された地域にあるものに限ります。

⑦ダイオキシン類発生施設

対象施設	公害防止管理者の種類	選任できる資格者の種類
ダイオキシン類対策特別措置法施行令で定める、別表第1のうち第1～4号及び別表第2のうち第1号～14号に掲げる施設	ダイオキシン類関係	ダイオキシン類関係